



川崎市公報

毎月2回10日・25日発行

発行所

川 崎 市 役 所

(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-2062

F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号)	1150
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号)	1150
◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例(第3号)	1150
◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第4号)	1150
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第5号)	1152
◇川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(第6号)	1152
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第7号)	1152
◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(第8号)	1152
◇川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(第9号)	1153
◇川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例(第10号)	1153
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第11号)	1153
◇川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(第12号)	1155
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第13号)	1155
◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例(第14号)	1155
◇川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例(第15号)	1160
◇川崎市子どもを虐待から守る条例の	

一部を改正する条例(第16号)	1160
-----------------------	------

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第17号)	1161
◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第18号)	1161
◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第19号)	1161
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第20号)	1162
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第21号)	1162
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第22号)	1162
◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(第23号)	1162
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第24号)	1163
◇川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(第25号)	1164
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第26号)	1178
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第27号)	1179
◇川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例(第28号)	1180
◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第29号)	1180
◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する	

と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第5号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。
------------	--------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第6号

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第7号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。第67条の4第1項中「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成30年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第8号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の名称)

- 第2条 法第8条第1項に規定する指定難病審査会の名称は、川崎市指定難病審査会(以下「審査会」という。)とする。

(委員の定数)

- 第3条 審査会の委員の定数は、16人以内とする。

(会議)

- 第4条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 審査会は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が会議に諮って指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(委員でない者の出席)

- 第6条 審査会において必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

- 第7条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(過料)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

- (1) 法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還